

振動規制法にもとづく特定施設

設置の届出

工場または事業場に、あらたに特定施設（表2に掲げる機械）を設置しようとするときは、その施設を設置する工事開始の30日前までに、届出なければなりません。
(振動規制法第6条)

振動規制法における特定施設（表2）

No.	大分類	小分類	規模・能力
1	金属加工機械	(イ) 液圧プレス (ロ) 機械プレス	矯正プレスを除く
		(ハ) せん断機 (ニ) 鍛造機 (ホ) ワイヤー フォーミングマシン	原動機の定格出力が1KW以上のもの 原動機の定格出力が37.5KW以上のもの
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5KW以上のもの
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機		原動機の定格出力が7.5KW以上のもの
4	織機		原動機を用いるものに限る
5	コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が2.95KW以上のもの } 原動機の定格出力の合計が10KW以上のもの
6	木材加工機械	(イ) ドラムパーカー (ロ) チッパー	原動機の定格出力が2.2KW以上のもの
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2KW以上のもの
8	ゴム練用または合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30KW以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型機		ジョルト式のものに限る

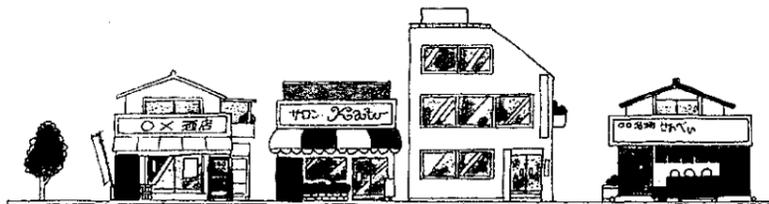
数等の変更届出

届出をした特定施設の種類ごとの数や、振動防止の方法、使用の方法を変更しようとするときは、その工事開始の30日前までに届出なければなりません。

ただし、次の場合には届出の必要はありません。

(振動規制法第8条)

- 特定施設の種類および能力ごとの数を増加しないとき。
- 振動防止方法の変更が、振動の大きさの増加を伴わないとき。
- 特定施設の使用方法の変更のとき、使用開始時刻の繰上げまたは、使用終了時刻の繰り下げを伴わないとき。



氏名等の変更届出(騒音規制法・振動規制法ともに)

特定施設の設置の届出をした工場または事業場は、下記の事由が生じたときは、それぞれの届を30日以内にしなければなりません。
(騒音規制法第10、11条・振動規制法第10、11条)

氏名 (名称・住所・所在地) 変更届	○氏名または名称および住所、法人の代表者の変更 ○工場または事業場の所在地および名称の変更
特定施設 使用全廃届	○特定施設のすべての使用を廃止したとき
承継届	○会社が合併したとき ○特定施設のすべてを譲り受けたとき、または借り受けたとき ○相続したとき

その他の届出・認可など

工場または事業場などを設置または変更しようとする場合は、騒音規制法、振動規制法のほかにも、届出などが必要な場合があります。

下水道法に基づく届出

人の健康や環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、届出が義務づけられているものです。東京都下水道局東部第二管理事務所業務課へ届出ます。

届出・問合せ先
江戸川区中央3-4-20 電話 5662-7119

大気汚染防止法にもとづく届出

一定規模以上の「ばい煙発生施設」や「粉じん発生施設」を設置しようとするときは、東京都環境局環境改善部大気保全課へ届出ます。

届出・問合せ先
新宿区西新宿2-8-1 電話 5321-1111(代) 内線 42-357

都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例にもとづく認可・届出

工場を設置する場合や、建物、機械、設備などを変更する場合は、「工場設置認可申請」や「工場変更認可申請」が必要となることがあります。
また、工場に該当しない事業場でも、材料置場（面積100㎡以上）や、駐車場（収容能力20台以上）など、公害が発生する可能性のある32種類の事業場については「指定作業場」として、届出が義務づけられています。

申請・届出・問合せ先
葛飾区環境部環境課（表記）

騒音規制法 振動規制法にもとづく

特定施設の届出

—環境にやさしく
快適な葛飾に—



葛飾区役所 環境部 環境課 相談指導係



〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号
TEL 3695-1111
内線 3525~3527
(直通) 5654-8236
FAX 5698-1538

騒音規制法にもとづく特定施設

特定施設 設置届出書 (記載例)

届出添付図面 (例)

設置の届出

工場または事業場に、あらたに特定施設(表1に掲げる機械)を設置しようとするときは、その施設を設置する工事開始の30日前までに、届け出なければなりません。
(騒音規制法第6条)

騒音規制法における特定施設 (表1)

No.	大分類	小分類	規模・能力
1	金属加工機械	(イ) 圧延機械	原動機の定格出力が22.5KW以上のもの
		(ロ) 製管機械	
		(ハ) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75KW以上のもの
		(ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く
		(ホ) 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの
		(ヘ) せん断機	原動機の定格出力が3.75KW以上のもの
		(ト) 鍛造機	
		(チ) ワイヤーフォーミングマシン	
		(リ) プラスト	タンブラスト以外のものとして、密閉式のものを除く
		(ス) タンブラー	
		(ル) 切断機	といしを用いるものに限る
2	空気圧縮機および送風機		原動機の定格出力が7.5KW以上のもの
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機		原動機の定格出力が7.5KW以上のもの
4	織機		原動機を用いるものに限る
5	建設用資材製造機械	(イ) コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
		(ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5KW以上のもの
7	木材加工機械	(イ) ドラムパーカー	原動機の定格出力が2.25KW以上のもの
		(ロ) チッパー	
		(ハ) 碎木機	
		(ニ) 帯のこ盤	製材用(原動機の定格出力が15KW以上のもの) 木工用(原動機の定格出力が2.25KW以上のもの)
		(ホ) 丸のこ盤	製材用(原動機の定格出力が15KW以上のもの) 木工用(原動機の定格出力が2.25KW以上のもの)
	(ヘ) かな盤	原動機の定格出力が2.25KW以上のもの	
8	抄紙機		
9	印刷機械		原動機を用いるものに限る
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳型造型機		ジョルト式のものに限る

※9.8キロニュートン=1t 294キロニュートン=30t

数等の変更届出

届出をした特定施設の種類ごとの数や、騒音防止の方法を変更しようとするときは、その工事開始の30日前までに届出なければなりません。
ただし、次の場合には届出の必要はありません。(騒音規制法第8条)

- 騒音防止の方法を変更する場合で、その工事等の騒音が大きくなりなるとき。
- 特定施設の種類ごとの数を減らすとき。
- 特定施設の種類ごとの数を、直前に届出た数の2倍以内で増やすとき。

様式第1 (第4条)

特定施設設置届出書

年 月 日

葛飾区長 ○○○○ 殿

住所 葛飾区立石 8~60~4

届出者 氏名 葛飾太郎

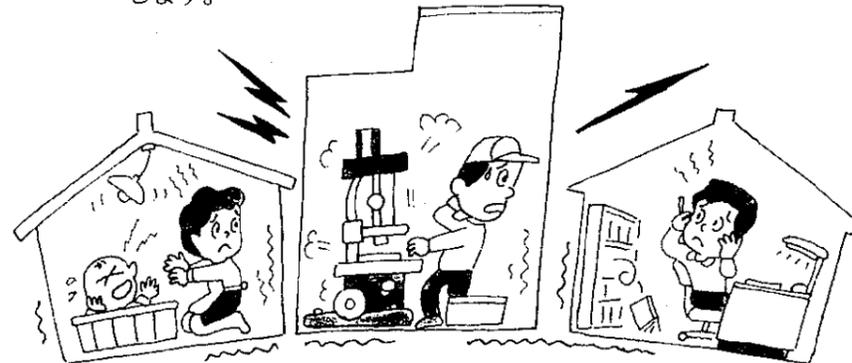
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

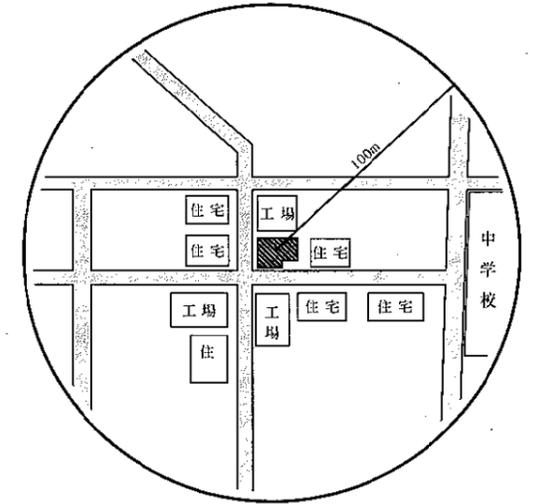
工場又は事業場の名称	葛飾工業			※整理番号	
工場又は事業場の所在地	葛飾区立石 8~60~4			※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業			※施設番号	
常時使用する従業員数	3人			※審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり			※備考	
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
1-(ホ) パープレス	3号	294 キロニュートン 2.25kW	1	午前9時	午後5時

- 備考
- 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 騒音の防止の方法の欄に記載については、別紙によることとし、消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - ※印の欄には記載しないこと。
 - 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

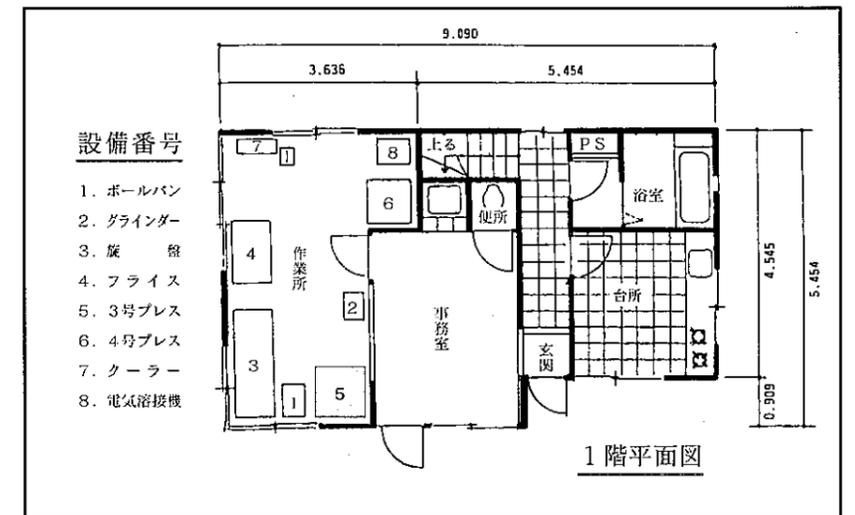
- 注
- この様式のほかに「騒音防止の方法」などの用紙を使います。
 - 振動規制法の届出についても、この届出書に準じます。
 - 特定施設の数等の変更届に添付する書類も設置届の場合に準じます。



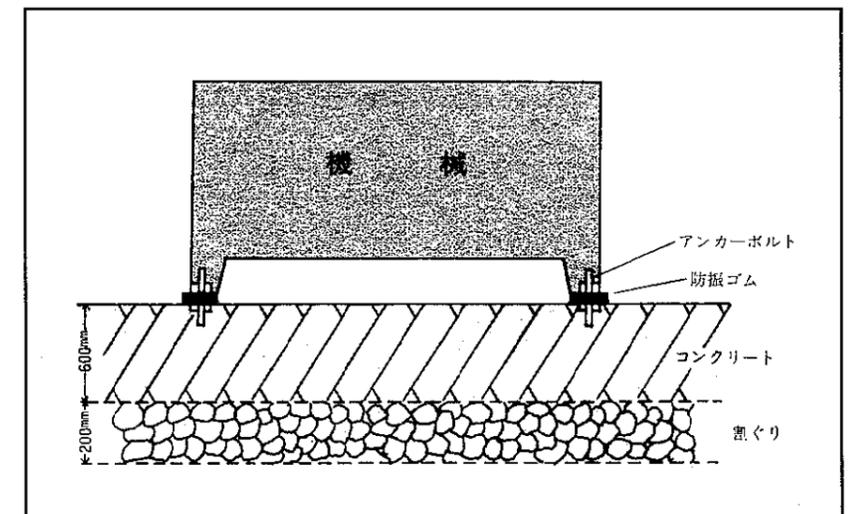
1. 付近の見取図



2. 作業場平面図及び機械の配置図



3. 基礎図 (振動規制法の届出の場合)



4. その他 (立面図、断面図など)